

令和2年9月9日

東京証券取引所上場部 御中

一般社団法人 信託協会

「資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直しについて  
(市場区分の再編に係る第一次制度改正事項)」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上

「資本市場を通じた資金供給機能向上のための上場制度の見直しについて  
(市場区分の再編に係る第一次制度改正事項)」 (2020/7/29 公表) に関する意見

No.	該当箇所	意見等
1	Ⅱ. 概要 - 7. その他 - (5) ETF 及び ETN に関する適時開示の充実及び合理化 - c. 日々開示の見直し	有価証券上場規程第 1107 条に定める上場 ETF に関する情報の適時開示については、日々での開示が求められるところ、当該情報の開示については、具体的には、翌営業日までに開示することが求められるという理解でよいか。また開示時刻の制限はあるか。
2	Ⅱ. 概要 - 7. その他 - (5) ETF 及び ETN に関する適時開示の充実及び合理化 - c. 日々開示の見直し	有価証券上場規程第 1107 条に定める上場 ETF に関する情報の適時開示については、「管理会社のウェブサイト等における情報提供で足りるものとし、」とあるが、その場合、仮に、管理会社の利用するインターネットサーバーのダウンなどが生じた場合は、TDNET を使用することによって現行と同様の開示をすればよい、との理解でよいか。また、その場合の様式も現行と同様という理解でよいか。